

詩經の傳承についての考察

著者	巨勢 進
著者別名	KOSE Susumu
雑誌名	漢文學會々報
巻	27
ページ	45-55
発行年	1968-06-15
URL	http://doi.org/10.15068/00149094

詩經の傳承についての考察

巨 勢 進

本稿は、詩經の傳承・保存の經過に關して、若干の考察を加えんとするものである。

詩三百の諸篇の傳承・保存に就いては、その起源とも言うべき采詩や編訂の問題や、孔子の刪詩・不刪詩の問題、或いは漢代及び其れ以後の經典化の時期に關聯して、毛傳の成立の問題や、謂わゆる三家詩の問題等、考察すべき幾多の諸點を含有して居るが、本稿に於いては紙幅の關係から、一應次の如き四つの時期に分つて、私見を論述してみようと思ふ。

- (1) 采詩・編訂の時期
- (2) 謂わゆる斷章取義の時期
- (3) 儒家に依る表章の時期
- (4) 經典化の時期

二

(1) 采詩及び編訂の時期

采詩の問題に關しては、漢書の食貨志や藝文志、或いは公羊傳の宣公十五年の條に付せられた何休の注などに依つて、後世、周代には采詩の制度が存していたと言われている。しかしそれを明記した資料は凡て漢代のものであり、先秦の典籍中には此の種の記載は見えず、ただ類似の記載として、次の二例があげられる。

その一は、左傳襄公十四年に見える次の記載である、

自王以下各有二父兄弟、以補三察其政。史爲書、瞽爲詩、工誦箴諫、大夫規誨、士傳言、庶人謗、商旅于市、

百工獻藝。故夏書曰、遯人以木鐸徇於路、官師相規、工執藝事以諫。

他の一は、禮記註に見える次の記載である、

天子五年一巡守、歲二月東巡守、……命太師陳詩以觀民風。

右の如く、共に采詩についての直接の記載は見られないが、特に前者に於いて、「遯人以木鐸徇於路」に先立つ記事に、注目する必要があるであろう。そこには采詩乃至は采詩之官という語句は見えないが、「自王以下各有父兄子弟……商旅于市百工獻藝」の一段には、當然、それに續く「故夏書曰……」との、上下の文義の續き具合いから、そこに采詩的なことが豫想され得るのであろう。ところで、國語・周語上には、厲王に對する召公の言葉として、次の如き記載が見える、

故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻典、史獻書、師箴、瞽賦、朦誦、百工諫、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、瞽史教誨、耆艾脩之、而後王斟酌焉。

これは、先の左傳と同類の記載であるが、此の「瞽獻典」に關して、韋昭は「典、樂典也」と注し、一本には典を曲に作つてゐる。しからば、樂曲の意味であろう。さて、先の左傳所載の「瞽爲詩」と、此の國語所載の「瞽獻典本作曲」を比較すると、前者は瞽が詩を自作するのではなく、瞽が詩を樂典・樂曲に合して編曲すると言ふ意味になるであろう。すなわち、公卿や列士の獻じた詩から民間庶人より采集せられた詩歌に至る迄、瞽のもとに收集された詩歌は、樂典・樂曲に合せて編曲されたのであろう。瞽とは音樂を掌る樂官である。彼等は正統的な詩・音樂に對する豊富な見識を備えていたことが察せられる。彼等のもとに、或いは公卿・列士より獻じられた詩、或は各地各方より搜集された詩歌は、とりわけ後者は、元來種々の形式と様々の表現法が存して居たであろうが、それらの各々の内容や形式が生かされつつ、彼等樂官の有する基準に依り、一定の形式・表現が附與せられた結果、各詩篇の個性的諸面が可成り失われ、同一または類似の表現が隨處に見出され、それはまた、その表現されている言語が通じ得る凡ての場合に、その章なり句なりが適應出来るという、謂わば意味上の普遍性を有すると言ふことになる（後述する斷章取義的引詩法も、かかる性格から、より可

能なものとなるわけである。此の如き意味に於いて、采詩を肯定し、その現存「詩經」に與えた意義を認めたいと思う。

さて、采詩に關する漢代の資料の内、漢書の食貨志には、

采詩、獻之太師、比其音律、

と述べられている。これは、采詩の目的が詩辭の集收ではなく、樂曲を得ることであることが示されている。これは先の

左傳襄公十四年や禮記御王の記載も同様であり、集收された詩は樂官に掌握されている。國語周語の記載も同様である。これらは謂

わゆる獻詩・獻曲が、一面に於いては「補察其政」の要素を有しつつも、そこにはむしろ娛樂としての要素がより多く存

していた、ということを示すのではなからうか。後に、前漢の武帝の時代に、樂府が設けられたと言う。そのことを記し

た漢書禮樂志には、

立樂府、采詩夜誦、有趙・代・秦・楚之謳、以李延年爲協律都尉。

とのべられているが、ここには謂わゆる「補察其政」などは、全く記されては居ない。しかるに、公羊傳の宣公十五年

の條に附した何休（後漢末の人、129～182 A. D.）の注では、

男年六十、女年五十無子者、官衣食之、使之民間求詩。鄉移於邑、移邑於國、國以聞於天子。故王者不出

戶盡知天下所苦、不下堂而知四方。

とのみ記し、音樂に關しては全くふれられていない。毛傳の成立については多くの問題が有るが、何休は、毛傳に更に禮

教的訓詁注釋を付した鄭玄（後漢末、127～200 A. D.）とほぼ同時代の人であり、此のあたりを境として、采詩の意義に於い

ても、一つの大きな轉期が有つたのではないかと思われるのである。

さて、以上に考察して來た如く、本來は民間に發生した口誦的詩歌論は、樂官に依つて一定の形式と表現が附與され、

編曲された。

また、既に「公卿至於列士」（國語上）に依り獻じられた詩歌を起源とする、より個性的な詩篇、それに主として一

篇一章より成る宗廟祭祀の樂曲、すなわち「頌」の詩篇が加わり、その全般に亘つて樂官による整理が行われ、現在の詩經に比較的近い詩集が編訂されて行つたと思われる。一方、その集收・編訂に漏れた詩篇、謂わゆる逸詩の内には、詩經所收の詩篇より、可成り自由な形態を有つものもあり、また内容的にも（禮教的に見ても）素晴らしいものが多く、他方、現存の詩經が、古來「取可レ施於禮義」史記・孔子世家などと言われているにも拘らず、謂わゆる淫詩が内に含まれているのは、詩集の編訂が、より音樂・娛樂のための要素が強かつたことを、思わせるのである。

以上、詩經の采詩・編訂という、謂わば詩經の傳承・保存の第一歩の時期を、西周末と見たいと思う。それは、次の(2)に於いて考察するところであるが、隱公元年（722 B.C.）の記事より始まる春秋の、その年の左傳に於いて、既に大雅・既醉篇を、謂わゆる斷章取義の型で引用しているからである。斷章取義が行われるからには、それに先立つ一定時期に、詩篇の文句が、可成り人口に膾炙していた筈である。かくしてこそ單なる暗誦を越えた、斷章取義も可能であろう。また、大雅・崧高篇には、

吉甫作誦 其詩孔碩 其風肆好 以贈申伯

と言ひ、また同じく大雅・丞民篇に、

吉甫作誦 穆如清風 仲山甫永懷 以慰其心

とうたわれている此の吉甫すなわち尹吉甫は、西周末の宣王の時代（800 B.C.ころ）の人である。然らば少くともそれ以後、そして「春秋」より以前ということになるであろう。

(2) 謂わゆる斷章取義の時期

東周前半の、謂わゆる春秋時代になると、詩經の詩篇が列國の貴族・官僚達にとり上げられ、列國間の外交交渉の際などに、詩篇が引用される様になる。その引用方法は、詩篇全體を通しての原詩に於ける意味ではなく、詩篇中の一章なり、一章中の二・三句をとつて、其の場に適した意義に用いるという、謂わゆる斷章取義的引詩法である。此の方法に依

る詩篇の引用は、前述の如く既に左傳の隱公元年(722 B. C.)の條にあらわれている。左傳の引詩法が、すべて此の方法に依るものではないが、此の方法を屢々含みながら、哀公二十七年(488 B. C.)に至る左傳の記事に、詩經の詩篇が引用されている。それは、十餘篇の現存詩經に見えない詩篇(逸詩)の他、殆んどは現存のものとは一致するものであるが、實際に詩篇のことは引用するものと、詩篇の題名のみを記載するものを合せると、

①國風に於いては、四十五篇が五十五ヶ所に引用されている。すなわち、卷耳△二ヶ所▽(以上、周南) 鵲巢・采芣△三ヶ所▽・草蟲・采蘋△三ヶ所▽・行露△二ヶ所▽・羔羊・標有梅・野有死麕(以上、召南) 柏舟・綠衣・匏有苦葉・谷風・式微・簡兮・泉水・靜女(以上、邶風) 鶉之奔奔△二ヶ所▽・相鼠△三ヶ所▽・干旄・載馳△二ヶ所▽(以上、鄘風) 淇澳・碩人・氓・木瓜(以上、衛風) 緇衣・將仲子・清人・羔裘△二ヶ所▽・有女同車・蓀兮・蹇裳・風雨・野有蔓草△二ヶ所▽(以上、鄭風) 蟋蟀・揚之水(以上、唐風) 黃鳥・無衣(以上、秦風) 侯人(以上、曹風) 七月・狼跋(以上、豳風)

(2)小雅に於いては、三十八篇が七十八ヶ所に引用されている。すなわち、鹿鳴△二ヶ所▽・四牡△二ヶ所▽・皇々者華・常棣△五ヶ所▽・出車・魚麗・南山有臺△三ヶ所▽・蓼蕭△二ヶ所▽・湛露・彤弓△二ヶ所▽・菁々者華△二ヶ所▽・六月△三ヶ所▽・吉日・鴻鴈・祈父・節南山△四ヶ所▽・正月△四ヶ所▽・十月之交△三ヶ所▽・雨無正△三ヶ所▽・小旻△四ヶ所▽・小宛△二ヶ所▽・小弁・巧言△六ヶ所▽・蓼莪・四月・北山△三ヶ所▽・小明△二ヶ所▽・信南山・裳々者華・桑扈△二ヶ所▽・車韃・青蠅・采芣△二ヶ所▽・角弓△三ヶ所▽・都人士・黍苗△二ヶ所▽・隰桑・瓠葉。

(3)大雅に於いては、二十篇が六十七ヶ所に引用されている。すなわち、文王△十二ヶ所▽・大明△三ヶ所▽・緜△三ヶ所▽・旱麓△二ヶ所▽・思齊・皇矣△五ヶ所▽・靈臺・下武・行葦・既醉△四ヶ所▽・假樂△五ヶ所▽・洞酌・民勞△四ヶ所▽・板△二ヶ所▽・蕩△二ヶ所▽・抑△八ヶ所▽・桑柔△三ヶ所▽・丞民△五ヶ所▽・韓奕・瞻卬△三ヶ所▽。

(4)頌に於いては、十四篇が二十三ヶ所に引用されている。すなわち、維天之命・烈文△三ヶ所▽・我將△四ヶ所▽・時邁

・思文・豊年・武△二ヶ所▽・敬之△二ヶ所▽・酌・桓・賚（以上、周頌）、烈祖・長發△二ヶ所▽・殷武（以上、商頌）。

以上は總べて、百十七篇が二百二十三ヶ所に引用されているということになる。

さて、左傳に於いては、右に掲げた如くの多數の詩篇を引用しているのであるが、その引用の方法はすなわち當時の諸國の貴族や官僚たちは、或いは他國の君主や使節をもてなすレセプションに於いて、詩篇の一節をうたい、或いは詩篇の一節をうたうことによつて、自國や自己の主張の論據とするものであつた。彼等々當時の貴族や官僚たちが、詩經の詩篇を用いることに依つて、彼等の即興的な外交辭令の用に供することが出来たということは、彼等が常々詩經の詩篇を熟讀し、精通していたことを示すものである。とりわけ、元來が民歌より出發した國風の詩篇ですら、その一節が彼等の政治的態度表明の用具に供されたということは、本來は民歌・民謠を主とする國風の詩篇が、雅や頌を通じて同一乃至は類似の表現が與えられ、その表現されていることばが通じ得る凡ての場合に、その章なり句なりが適應できる、謂わゆる斷章取義に適する要因が、既に詩經自體に内在していたものと思われるのである。

一方、同じく左傳には、襄公二十九年の條に、吳の公子の季札が魯國を訪問し、魯に保存する歌曲を聞いて、その一一に批評を加える記載が見えるが、その批評の言葉を通して考察しても、やはり詩集の編訂が、より音楽や娛樂のための要素が強かつたことを思わせる。

(3) 儒家による表章の時期

春秋末・戰國の時期、すなわち東周の後半に至つて、詩經は新たに、儒家による封建的道德の修養の用に供されるといふ、要素を有することになる。

孔子(551～479 B. C.)の生れた時期は、周代前半の、謂わば初期封建制度の崩壊・動搖の時期に當り、當時の貴族によつて掌握されていた政治に對して、不滿をいだいて居たからこそ、孔子は多くの門弟子を教育し、彼等を政界・官界へ送

り、彼等を通して、孔子の理想とする儒教による新たなより、強固な封建體制を確立せんとしたのではなからうか。

史記の孔子世家には、言う、

孔子以詩・書・禮・樂・教。弟子蓋三千焉。身通六藝者、七十有二人、

と。此の詩・書・禮・樂こそは、知識階級に於いては必須の条件であり、とりわけ重要なことは、“ことば”であり、“はなし”であり、すなわち“話術”である。

此の“話術”と詩經とが大きな關聯を有することは、既に前項(2)に於いて、考察したところである。すなわち、春秋時代の列國の貴族や官僚たちが、燕饗や外交々々の場に於いて、詩篇の一節を用いて、自己乃至は自國の政治的態度を表明することは、孔子に先立つ傳統であり、孔子もまた此の傳統に従つて詩を學び、門弟子に詩を教え、すなわち孔子は、詩經を以て修辭學の教本となしたのである。

以下、孔子自身の詩經に對する考え方を、論語を通して見て行くことにする。

○子曰、興_レ於詩、立_レ於禮、成_レ於樂。(泰伯第八)

○子曰、誦詩三百、授之以政不達、使_レ於四方、不_レ能專對、雖多亦奚以爲。(子路第十三)

○子……嘗獨立。鯉趨而過庭。曰、學詩乎。對曰、未也。不_レ學詩、無_レ以言。(季氏第十六)

○子曰、小子何莫_レ學_レ夫詩。詩可以興、可以觀、可以群、可以怨、邇之事父、遠之事君、多識_レ於鳥獸草木之名。

(陽貨第十七)

これ等を以てしても、孔子が何如に詩經を學ぶことを重要視して居たかが知られる。

ところで、孔子の詩經に對する態度は、やはり春秋時代傳統の斷章取義的引詩法であつたと思われる。それは、次に示す二例を以てして、明白である。

その一つは、次の記載である。

○子貢曰、貧而無諂、富而無驕、何如。子曰、可也。未若貧而樂、富而好禮者也。子貢曰、詩云、「如琢如磨」。其斯之謂與。子曰、賜也、始可與言詩已矣。告諸往而知來者。(學而第一)

ここに子貢が引用したのは、衛風・淇澳の篇である。他の一つは、次の記載である。

○子夏問曰、「巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮」。何謂也。子曰、繪事後素。曰、禮後乎。子曰、起予者商也。始可與言詩已矣。(八佾第三)

ここに子夏が引用したのは、現存の詩經には見えない、謂わゆる逸詩である。

以上の二例を以てしても、各々に引用した詩篇の一節と、貧富や禮との關係は薄く、むしろ政治の世界に要求される卽時性・卽興的應對の態度を、詩經を通して學んだのであり、これは、傳統の斷章取義的方法に従つて見得るものである。要するに、孔子は詩經を重要な古典として重視していることは、論語に依つても明らかであるが、その詩經に對する態度は、多分に實利的なものであつたということが言い得るであらう。

前述の如く、左傳の襄公二十九年の記載に依れば、現存の詩經の篇次と多少の差異を示しつつも、略々それに近いものが既に存在していたらしく、しかも論語等にも「詩三百」の語が見えて居り、少くとも孔子の頃には、現存の詩經に極く近い型の詩經が存在したことは、ほぼ確實であらう。しかしこれらの詩篇は多くの場合、分斷されてその時その場に於ける讀者の聯想に依つて、むしろ實用面への應用が如何に適切かが、期待されたのであらう。その實用的な效用は、先に引いた陽貨篇七の諸事であり、子貢・子夏に對する「始可與言詩已矣」という贊辭も、詩を應用しての話術(彼等の聯想力に對して發せられたものと解されよう)。

戰國時代初期の孟子(372~289 B.C.)もまた、多くの詩を引用(國風七篇、小雅六篇、大雅十七篇、頌二篇)するが、その引詩の方法も、全く春秋以來傳統のものである。

荀子に於ける引詩（國風五篇、小雅二十篇、大雅二十七篇、頌八篇）の方法も、同様であるが、考察は省略に従う。

かくて、春秋・戰國の兩時代を通じて、詩經の詩篇は、概ね意志表明のための修辭的用具として應用されつつ、傳承されて行つた。

(4) 經典化の時期

既に(2)として論述した、左傳所載の斷章取義的引詩の方法は、更に(3)として考察した如く、孔子及び孔門の儒家に繼承される。此の傾向は孟子・荀子等の戰國時代まで受け繼がれて行くのであるが、ここで注意すべきは、春秋に於いて詩が音樂を伴つて誦われ奏されて來たことは、吳の季札の故事（襄公二十九年の左傳）に依つても明白であり、國風・小雅・大雅・頌の樂の差異は勿論のこと、國風内に於いても、周南以下の各國風間に、異つた樂曲が存して居たことが知られる。

孔子も屢々音樂について語っているが、例えば、

○子曰、關雎、樂而不淫、哀而不傷。（八佾第三）

○子曰、師摯之始、關雎之亂、洋洋乎盈耳哉。（泰伯第八）

ここには、國風・周南冒頭の關雎篇のみに就いて語つているのであるが、他の諸篇の樂曲も、恐らくまだ存していただであらう。しかし其の多くは亂れていたらしく、論語には、

○子曰、吾自衛反魯、然後樂正、雅頌各得其所。（子罕第九）

と述べて居る。孔子が魯國に反つたのは、哀公十一年（484 B.C.）、六十九歳の時と考證されている。遍歴の旅から故國の魯に歸つた孔子が、詩と其れに伴う音樂の整理に従つたことを、孔子自らが語つたことと解せられて居り、此れがまた謂わゆる“孔子刪詩說”の一證ともされているのであるが、或いは此の一文を、次の如くに解せないであらうか。すなわち、孔子は各地を遍歴中、各地各方の種々の音樂・樂曲を聞く機會を得たであらうが、やがて故國の魯に歸り、自國に傳

承された樂曲を聞くにつけても、やはりそれは正統的なものであり、雅や頌（勿論、國風も）各々が、各々の内容に叶つたものである、と。あるいは、國風のみは、本來の民間歌謠そのままではなく、形式・内容の両面に亙つて多くの手が加えられ、孔子の遍歴中に見聞したものと、あまりの距離が有るために、「雅頌」とのみ言い「風雅頌」とは言わなかつたのかもしれない。若しそうであれば、孔子の頃まではまだ詩と其れに伴う歌曲が存して居り、彼等がたとえ斷章して詩篇の一部分をうたう場合に於いても、矢張り其の部分のメロディーは伴われていたことになる。

しかし、孟子の場合に於いては、音楽や樂曲に關する記載はなく、詩篇を斷章して自己の意見の確證とし、雄辯の具とすることに急である。孟子は、詩を熟讀し精通はして居ても、樂曲に就いては精彩を缺く。乃至は抑々孟子の時代には、樂曲は殆んど傳承されて居なかつたのではなからうか。荀子の場合もまた同様である。

さて、春秋時代に起つた儒教の教義は、戰國・秦代を経て、漢代に至つて確立される。

儒教の確立と共に、儒家の學說に對する研究が必要と成り、儒家の經典、謂わゆる六經が表章され、尊重せられる。經典に對する造詣の度合いは、學者乃至は官吏の等級に關聯することとなり、それは詩經に於いても例外では有り得ないことである。當時、詩經の權威が四家存した。韓・魯・齊の謂わゆる三家詩と、毛詩である。すなわち燕の韓嬰の韓詩、魯の申培の魯詩、齊の轅固の齊詩の三家のうち、韓嬰は文帝の時の博士、轅固は景帝の時の博士となり、更に三家はみな武帝の時に學官に列せられているが、毛詩に於いては、毛萇が河間の獻王の博士となつたが、學官に列せられたのは、後れて平帝の時であつたと傳えられる。しかるに、漢末に至つて鄭玄が出、毛詩の爲に箋注を著してより、以後は毛詩のみが傳わり、三家詩は漸次亡失して行くのであるが、此の毛詩のみがもてはやされるのは、諸橋轍次博士が夙に「詩經研究」に於いて、

彼の三詩亡びて毛詩獨り存せるもの、必ずしも長者出而短者自廢にあらざるものがあるが如し。私に思へらく、事の由つて起りし所以は、鄭玄が毛詩に箋せしに始まりと。蓋し後漢の鄭玄は當代聲望雙びなき隨一の學者なりき。彼の

言ふ所は常に一つの權威を有して學徒を率ゐたりき。今其の人に於て毛詩を採る、天下豈にまた論議を待ちて後去就を決せむや。斯くて毛詩は遂に輦斷の利を得るに至りしなり。(同書一二一頁)

と論じて居られる如くである。そして、丁度時期を同じくして、何休が公羊傳五年の注に於いて、所傳の采詩の問題に關して、甚だ禮教的見解を述べていることに就いては、先に考察した如くである。

かくて詩經は毛詩詁訓傳及び鄭玄の箋注のもとに、禮教的な解釋・附會を伴いつつ、傳承・保存される譯であるが、下つて唐代に至つて、孔穎達等に依つて毛詩正義が、五經正義の一つとして撰せられるに及んで、此の傾向は更に徹底されることになるのである。

三

以上、甚だ大雜把であるが、詩經の傳承・保存の經過に關して考案を試みたのであるが、先に概括的に分類した四つの時期を通して、元來はその發生や起源を異にしていた風・雅・頌の詩篇は、采詩・編訂等の段階を経て形態的に齊整され、その後、(2)及び(3)の部分に於いて論述したごとく、春秋・戰國時代に於いて、列國の諸臣や孔子をはじめとする諸儒によつて、主として斷章取義的な方法による引詩が行われ、更に(4)の部分に於いて述べた如く、漢代乃至はそれ以後は、専ら儒家的・禮教的方向よりする解釋や訓詁が行われるようになって行く過程を通して、些か私見を述べたのであるが、その間に於いて、古來多くの論議が爲されている、史記世家を起源とする詩經の孔子刪定の問題を、本稿では全く言及しなかつたが、此の問題に關しては、別に機會を得て、考察を加えるつもりである。

(國士館大學文學部講師)